国民健康保険事業の取 扱い(その1)(その2)

- ○次のとおり取り扱うものとして承認さ
- ら熊本市の制度に統合します。 び納期については、合併年度の次年度か 後熊本市の制度に統合します。徴収およ の負担調整期間を設けることとし、その ■国民健康保険料(税)率等 継続審議となっていましたが、5年間
- ■国保健康づくり事業



合併時に熊本市の制度に統合します。

- ・はり・きゅう・あんま助成
- 利用証交付…1 施術の回数…1 回の施術において1、 人1日1回、 年間80回
- ・その他の保健事業 500円助成
- 国保ヘルスアップ事業 人間ドック助成事業

■療養給付支払等基金 疾病データ分析による健康づくり事業

保健事業の経費に充てるものとします。 るさと総合健診、腹部超音波検診などの 合併特例区設置期間に、富合地域のふ

設置期間は現行制度を維持します 冨合町嘱託員制度は合併特例区

○富合町の嘱託員制度(行政文書等の配 年度内を限度として継続し、その後、 布を含む)は、 行政連絡機構の取扱い 合併特例区設置期間の

> のとして承認されました。 熊本市の町内自治会制度に統合するも

協議第24号 電算システムの取扱い

熊本市の電算システムに統合するもの ものとして承認されました。 とのないようシステムを調整していく とし、住民サービスに影響を及ぼすこ

協議第29号 窓口業務の取扱い

- ○次のとおり取り扱うものとして承認さ れました。
- 勤務時間外の対応

戸籍届けの対応については、熊本市役所 本庁舎のみの受付となります。 勤務時間外及び土曜・日曜日・祝日の

- ■印鑑登録事務
- 住民基本台帳カード交付事務

民基本台帳カードは合併後も有効としま 500円)で新しいものを交付します。 旧登録証・カードを返還のうえ、 有料(印 す。ただし、本人の申出があった場合は、 鑑登録証300円、住民基本台帳カード 富合町が発行していた印鑑登録証及び住 熊本市の制度に統合します。合併前に

保健衛生事 その3 業の取扱い

- 次のとおり取り扱うものとして承認さ れました。
- ■乳幼児健診



富合町の乳児健診は、当分の間現行ど

おり存続します。また、幼児健診は、 併時に熊本市の制度に統合します。 • 幼児健診

対象者 各保健福祉センター 1歳6か月児、 3歳児

■組織育成(母子保健)

の取り扱いは新市において検討します。 合併後3年間は現行どおりとし、その後 富合町の母子保健推進員については、

■5歳児相談 富合町のみの事業であり、当分の間現

行どおり存続します。

分の間現行どおり存続します。 ポリオ・BCGの集団予防接種は、 当

- ■ふるさと総合健診
- ■腹部超音波検診

の事業として実施します。 富合町のみの事業であり、 合併特例区

健康まつり

合併特例区の事業として実施します。 富合町の健康の里フェスティバルは、

第34号 扱い 農林水産関係事業の取 (その2 | 1

■農区長制度



○熊本市のみの制度であり、継続審議 続するものとして承認されました。 を含む全市域を対象として、制度を継 なっていましたが、合併後は富合町域

・農区・農区長熊本市では農耕地域を 3年)を置いています。 34農区に分け、各農区に農区長(任期

> 農区長の職務 農区内の農業協同組合 活動の推進を図ります。 連絡を図り、農林畜産の改良及び農政 及び農家組合その他農業各種団体との

合

商工・観光関係事業の 取扱い(その3)

■ふるさと祭事業補助金

○富合町のみの事業であり、 されました。 の事業として実施するものとして承認 合併特例区

富合町の下水道整備 普及率を早急に向上させます

協議第38号 下水道事業の取扱い

- ○次のとおり取り扱うものとして承認さ れました。
- 下水道計画

的に推進します。 率を早急に向上させるため、熊本市の下 水道整備と最終年度を合わせるよう計画 富合町の下水道整備については、普及

■下水道使用料

(左表参照) 合併時に熊本市の使用料に統合します。

▼熊本市下水道使用料金

- 水道水および営業用井戸水 990円
 - 基本料金10㎡まで (従量料金1m³につき)
 - 11m³~20m³ • 21m³∼50m³
 - 51m²00m³ $201 \, \text{m}^3 \sim 500 \, \text{m}^3$
 - 501m²~2, 000m³ 2,000㎡以上

3. 一般公衆浴場

280円 325円

12円/m³

125円 165円

200円

240円

世帯につき 1,700円